

改正

平成8年10月1日教委規則第8号
平成14年3月27日教委規則第7号
平成17年3月28日教委規則第10号
平成22年3月26日教委規則第1号
平成26年3月24日教委規則第7号
令和7年3月31日教委規則第3号
令和8年3月26日教委規則第4号

鹿角市スキー場条例施行規則

鹿角市スキー場条例施行規則（平成5年鹿角市教育委員会規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿角市スキー場条例（平成7年鹿角市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用許可申請）

第2条 スキー場を利用する者（第5条、第6条及び第7条に定める利用者を除く。）は、スキー場利用許可申請書を鹿角市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項のスキー場の利用許可を受けた者が許可内容を変更しようとするときは、スキー場利用許可変更申請書を委員会に提出しなければならない。

（許可書の交付）

第3条 委員会は、利用を許可したときは、スキー場利用許可書（以下「許可書」という。）を、許可の変更を承認したときは、スキー場利用許可変更承認書（以下「承認書」という。）を申請者に交付するものとする。

（利用許可申請の特例）

第4条 アルペンコース及びクロスカントリーコースを利用する場合は、第2条第1項に規定する利用許可申請を省略することができる。

（リフトの利用）

第5条 リフトを利用する者は、乗車券を購入しなければならない。

（リフト以外の個人利用）

第6条 次の各号に掲げる施設及び設備を個人で利用する者は、利用券を購入しなければならない。

- （1）アリーナ
- （2）トレーニングルーム
- （3）ミーティングルーム
- （4）研修室
- （5）談話室
- （6）展望風呂
- （7）ジャンプ台
- （8）スロープカー

（宿泊の利用）

第7条 宿泊室を利用する者は、宿泊申込書を委員会に提出しなければならない。

（許可書等の提示）

第8条 許可書、承認書又は利用券等の交付を受けた者がスキー場を利用するときは、必要に応じて、これを係員に提示しなければならない。

（遵守事項）

第9条 スキー場を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）公の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （2）施設又は設備を故意にき損し、又は滅失しないこと。
- （3）施設の火気取締り及び施設設備の保安管理に留意すること。

(4) 係員等の指示に従うこと。

(公衆の閲覧に供することを要しない場合)

第9条の2 条例第12条第4項の教育委員会規則で定める場合は、指定管理者が自ら管理するウェブサイトを持していない場合とする。

(使用料又は利用料金の減免)

第10条 委員会が条例第7条の3の規定により使用料の減免を行うときは、別表に掲げる基準によるものとする。

2 指定管理者が条例第13条に規定する利用料金の減免を行うときは、別表に掲げる基準の範囲内で、あらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。

(指定管理者による管理)

第11条 条例第8条第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、第2条第1項中「鹿角市教育委員会(以下「委員会」という。)」とあり、第2条第2項、第3条及び第7条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて適用する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、スキー場に関し必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年10月1日教委規則第8号)

この規則は、平成8年11月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月27日教委規則第7号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日教委規則第10号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日教委規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日教委規則第7号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日教委規則第3号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月26日教委規則第4号抄)

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条から第6条までの規定 令和8年4月1日

(2) 第1条の規定 令和8年5月21日

別表 (第10条関係)

使用料の減免基準

減免の事由	減免の率
1 市又は指定管理者が主催する行事に利用するとき。	10割
2 市内の小学校、中学校、高等学校又はこれらの学体連がスポーツを目的として利用するとき（市外の小学校、中学校、高等学校又はこれらの学体連と合同で利用する場合を含む。）。	
3 小学生、中学生又は高校生を主として構成される市内のスポーツ団体がスポーツを目的として利用するとき（小学生、中学生又は高校生を主として構成される市外のスポーツ団体と合同で利用する場合を含む。）。	
4 市内の保育園又は幼稚園が利用するとき。	
5 市、県若しくは国又は指定管理者が共催又は後援して行う行事に利用するとき。	5割
6 市内の学校又は社会教育の関係団体が公共の利益を目的として利用するとき。	
7 身体障害者等福祉施設、身体障害者団体又は福祉団体等の全市的組織が利用する	

とき。	
8 その他委員会が特別な理由があると認めるとき。	3 割

備考 第2号から第4号までの規定に該当することによって使用料を減免する場合にあつては、ジャンプ台及びスロープカー並びにアリーナ、トレーニングルーム、ミーティングルーム、第1・第2・第3研修室及び談話室に係る使用料に限るものとし、冷暖房設備に係る使用料は除くものとする。